

INFORMATION

農業用使用済資材の 適正処理と農薬の安全使用

一 農業用廃プラスチックの処理
使用を終えた農業用プラスチックは、法律（廃棄物の清掃及び処理に関する法律）により産業廃棄物として取り扱われ、事業者（使用した農業者）が責任を持って適正に処理することが義務づけられています。不法に投棄したり、野焼き等を行うと生活環境保全条例において処罰の対象となります。埼玉県では、農村環境の保全のため「農業用廃プラスチック収集

処理運営協議会」により共同収集し、床材などの原料やセメントを作る際の燃料として、使用済プラスチックのリサイクルを推進しています。（表1）

二 不要農薬・農業空き容器の処理
埼玉県は、農薬の危被害防止対策の一環として、平成十一年から三年、農薬容器等処分システム

確立事業を実施し、不要農薬・農薬容器等収集しました。平成十四年度は、JAふかや独自の収集を行います。収集計画は、表2の通りです。

表1 廃プラスチックの処理方法

【収集できるもの】		【収集できないもの】			
塩化ビニール 主な商品名 クリーンエース・キリナイン・ノンキリー・モヤレス・キリサバラ他 糸つき・糸入り、実化したものはダメ 用途 ハウスの外張りや内張りに使用されています。		プラスチックフィルム・強化ポリエチレン板・アクリル板・セルトレイ・苗箱・農業空き瓶・畦シート・覆膜フィルム 平成15年度廃プラスチックの収集日			
ポリエチレン類 主な商品名 スーパーソーラー・ベジタロン・クリンテート・トーカンエース・ユウラック・みかど長寿・ニュー太陽・クリンアルファ・ラプシート・バイオバオ 他 用途 ハウスの外張りや内張りに使用されています。		種類	1月	2月	3月
主な商品名 用途 注意事項		塩化ビニール	15日(水)	4日(火) 25日(火)	4日(火) 18日(火)
主な商品名 用途 注意事項		強化ポリエチレン類		18日(火)	11日(火)
主な商品名 用途 注意事項		寒冷紗・ネット類・肥料袋・カンスイチューブ 農業用ペールラップ・育苗ポットもOKです。			

表2 14年度不要農薬・空き容器等の収集計画

区分	種類(分別収集)	処理料金	収集支店	収集日	収集場所
一般農薬	粉剤・粒剤・水和剤・水剤類・70ア74剤	実費負担	八基・幡羅	2月中旬～3月上旬	八基・幡羅支店
特殊農薬	D・D・土壌消毒剤		藤沢		藤沢支店
揮発性農薬	クローロピクリン等揮発性薬剤		明戸・榎枝		明戸・榎枝支店
水剤剤	商品名の確認出来るもの		中瀬・新会		中瀬・新会支店
ポリ・ガラス瓶	ポリ・ガラス瓶・空き袋		寄居全支店		松沢支店
臭化メチル缶			川本・武川		川本・武川支店
20L缶			大宮・深谷・本郷		カントリー本郷支店

三 農薬の安全使用

○登録農薬でも、使用法を誤れば安全性は失われ、残留基準をオーバーした農産物は食品衛生法で「廃棄処分」とされます。
○散布後の、防除記録は「安全な農産物」の証明やコスト低減の目安となります。
○安全使用基準は必ず守りましょう。農薬のビンや袋に表示された希釈倍数については、例えば「1,000:1」「100:1」となると

いる場合、濃い1,000倍でも薄い100倍でも殺菌・殺虫効果は同じことを意味しています。必要量だけ希釈し使い切ることで環境保全や薬剤の節約（コスト低減）につながります。薬液が余ったからと適用作物以外に散布することは出来ないの注意してください。
○使用済み空き容器等は、産業廃棄物です。法律では、「適正に処理しなければならぬ」とされ、

不法投棄などに罰金や、罰則があります。
○完全防除スタイルで散布しましょう。
○農薬の保管は鍵のかかる専用の保管庫で厳重に管理しましょう。地球規模での「環境の保全」や「食の安全」が問われています。「農業用ビニールや農薬を、効果的かつ安全に使用し、生産性の向上を図り農業所得の増大につなげましょう。」